

## 民設民営放課後児童クラブ運営事業者募集要項【認可保育所等活用型】

### 1. 募集の主旨

世田谷区（以下、「区」という。）では、保護者の働き方の変化や共働き家庭の増加などにより、子ども人口が減少傾向にあるものの、新BOP学童クラブの登録児童数が増加の一途を辿り、公設の新BOP学童クラブの大規模化が大きな課題となっています。このような課題の解消に向けて、学校外に民設民営放課後児童クラブを誘導し、子ども及び保護者が様々な放課後の過ごし方を選択できる環境の充実を図っております。

本募集では、上記における新規施設の整備とは別に、地域資源の有効活用の観点から、5歳児までの保育・教育を行う認可保育所、又は児童福祉施設として法的に位置づけられる認定こども園（以下、「認可保育所等」という。）の余裕スペースを活用した放課後児童健全育成事業を実施いただける事業者を募集します。

「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の理念である、『子どもが安心して、楽しく・自由に遊べる環境のもとで、生きる力と主体性を伸ばし、ひとりひとりの今の成育（子どもの成長と育ち）を支える』ことを実現し、子どもの放課後の遊びと生活の質の向上を図るため、放課後児童健全育成事業に熱意と責任のある皆様のご応募をお待ちしております。

### 2. 募集概要

#### （1）事業内容

区が実施している児童館や新BOP等と連携し、現在運営している認可保育所等において、放課後児童健全育成事業を実施していただける事業者を募集します。施設の整備、運営に際しては、別紙1「施設整備及び運営に関する基本的事項」を遵守していただきます。整備・運営事業者として選定された事業者には、区と整備及び運営の基本的事項を確認する「協定書」を締結していただきます。

#### （2）開設時期

令和7年4月1日

#### （3）開設場所

別紙2「整備優先度マップ」でご確認ください。

※整備優先度マップで色がついていない施設でも応募が可能となる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

#### （4）募集数・定員

募集数：4施設程度

※各提案施設の定員により選定する事業者数が変動します。

定員：1か所あたり10名以上とする。

※ 区が指定する優先受入校に通う補助対象児童を定員の8割以上受け入れること。ただし、事業者が実施する入会選考の結果、優先受入校児童が定員の8割に満たなかった場合は、上記の枠を超えた他校児童の受け入れを可とする。

※ 施設の卒園児のみを対象又は優先に受け入れることは不可とする。

※ 本募集においては1法人につき1か所の提案とさせていただきます。

### 3. 応募要件

次の(1)～(5)の要件を全て満たしている法人(社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等)。ただし、応募後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

(1) 提案する施設が「認可保育所等」に該当し、かつ令和3年4月1日までに開所した施設を運営していること。

(2) 放課後児童健全育成事業の運営に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。

(3) 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」、「こども基本法」、「東京都こども基本条例」、「世田谷区子ども条例」、「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」等を十分に理解し、区の放課後児童クラブ関連事業について積極的に協力できる事業者であること。

(4) 財務状況

① 経営状態が良好であること。

※ 収益性、安定性などの財務指標を総合的に判断し、経営不振の状態でないこと。

② 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上していないこと。

※ 「直近3年間の決算報告書等」のうち、損益計算書の「当期純利益」、又は事業活動計算書の「当期活動増減差額」が3年間にわたり損失が計上されている状態にないこと。

③ 直近期の会計年度において、債務超過になっていないこと。

※ 「直近期の決算報告書等」において、貸借対照表の「負債(債務)」が「資産(財産)」を上回っている状態にないこと。

(5) 所管庁の監査、指導検査等

事業主体及び運営している事業所において、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘や勧告を受けていないこと。ただし、文書指摘や勧告を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同等の取り扱いとする。

### 4. 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの(地方公共団体の一般競争入札の参加者資格に抵触するもの)

(2) 国税及び地方税を滞納しているもの(応募事業者のほか、その代表者・役員、運営しようとする放課後学童クラブの施設に対する物件権利者(土地所有者、建物所有者)のいずれかがこれらの税金を滞納しているもの)

(3) 破産法、民事再生法、刑事罰、会社更生法の適用を受けている、又は受けようとしているもの

(4) 役員または職員が刑事罰を受けているもの。(禁錮以上の刑並びに児童福祉法の規定、その他の児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでのもの)

(5) 応募事業者(関連団体も含む。)のほか、その代表者・役員、運営しようとする放課

後児童クラブの施設に対する物件権利者（土地所有者、建物所有者）のいずれかが、暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの

※なお、必要に応じて、資格審査のため関係機関への照会を行うことがあります。

## 5. 整備・運営にあたっての補助制度

事業所を整備・運営するにあたっては、以下の補助制度があります。本募集要項に基づく事業者の決定に際しては、当該補助制度を利用するための条件が付される場合があります。なお、補助制度は、当該事業の経費を含む区の予算の成立を前提とします。

### （1）施設整備経費にかかる補助

「世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱」等に基づき、施設整備にかかる経費の一部を補助します。補助金の申請方法については、補助事業者の決定後に別途説明します。

### （2）施設運営経費にかかる補助

「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱」等に基づき、運営に要する経費の一部を補助します。補助金の申請方法については、補助事業者の決定後に別途説明します。

## 6. 応募手続

### （1）事前説明・相談

本事業や運営方針に関する説明及び提案可能なエリアかの可否判断や応募書類等の作成方法などのご相談を受け付けます。事前に電話連絡の上、日程を調整し、区児童課の窓口までお越しください。

※ 相談や書類提出等のスケジュールは「9. 申請から事業者決定までのスケジュール」でご確認ください。

※ なお、期日までに事前説明・相談がなかった場合は応募書類の提出を受け付けることができません。

### （2）応募書類提出（別紙3「応募書類一覧」のとおり）

別紙3「応募書類一覧」の提出書類に基づき、応募書類の提出をしていただきます。

正本1部、副本6部をご準備の上、スケジュール期間内に必ず提出をお願いします。

※郵送における未着や遅延等については、理由を問わず応募を受け付けできません。

#### 【応募書類について】

①正本及び副本は、表紙及び背表紙に、タイトル及び法人名を記入すること。

②書類の名称を記載した台紙とともにファイルに綴じて提出すること。（台紙には数字や記号ではなく書類の名称を記したインデックスを付けること）

③応募書類はA4版又はA3版で作成し、複写をすることがあるため、クリアファイル、紙ファイル等は使用しないでください。

④指定様式があるものは世田谷区HPからダウンロードして作成してください。

⑤副本は正本のコピーとしてください。

※応募書類の内容によっては応募をお断りする可能性があります。

※園児等の個人情報に関する部分は黒マジック等で塗抹をおこなってください。

※事前に電話連絡の上、日程を調整し、区児童課の窓口までお越しください。

### (3) ヒアリング審査

応募書類等に基づき、本募集要項に基づく事業者のヒアリング審査を実施いたします。

(事業者からのプレゼンテーション含む)

### (4) 書類審査に関する書類の提出について

上記ヒアリング審査を通過した事業者は書類選考及び現地調査に進みます。詳細につきましては、審査を通過した事業者へ改めてご案内をいたします。

### (5) 財務書類について

財務状況の確認は、前年度に世田谷区子ども・若者部保育課が各園から提供を受けた財務書類に基づき実施している財務診断結果に基づき確認をさせていただきます。なお、他所管が実施した財務診断結果のため、財務診断結果について共有することについて、応募申請書において同意させていただきます。

また、事業者からの申し出により、改めて財務診断をすることは可能です。その場合は別途提出書類についてご説明させていただきます。

### (6) 提出先

世田谷区役所 子ども・若者部 児童課

東京都世田谷区世田谷4-21-27 第2庁舎2階20番窓口

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く）

## 7. 事業者の審査、採択及び決定

本募集要項に基づく事業者提案の採択については、区が設置する「世田谷区民設民営放課後児童クラブ運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）」の審査に基づき、世田谷区長が行います。審査の結果、いずれの事業者の提案も採択しない場合があります。

### (1) 審査方法（状況により、審査を変更する場合があります。）

①本提案や放課後児童健全育成事業の運営にかかる責任者等のヒアリング審査

②書類審査にかかる書類の内容審査

③提案施設の現地調査

※上記①の審査の結果、②や③を行わず、提案を採択しない場合があります。

※上記①、③の審査日は、選定委員会で指定します。必ず法人代表者（担当理事や本事業の責任者でも可）と放課後児童健全育成事業の運営にかかる責任者（施設長候補者）が出席し、③については、現地調査対象施設の施設長も出席してください。

※上記①は提案施設の責任者（施設長候補者）の出席が必須となりますが、ヒアリング実施後及び開所までの準備期間中に施設長を変更した場合は、改めて審査を実施することがあります。

※③の現地調査については、複数回に分けて実施する場合があります。

※財務審査が必要な場合は①の審査終了後に対象事業者へ別途ご案内をいたします。

### (2) 審査項目

選定委員会は、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「こども基本法」、「東京都こども基本条例」、「世田谷区子ども条例」、「放課後児童クラブ運営指針」、「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」、「世田谷区放課後児童健全育成

事業の運営方針」等に基づき、次の点を重視して審査を行います。

評価項目	評価内容	
事業者の理念	放課後児童健全育成事業の理念・公共性・公益性を持ち、社会的責任を担っている事業者であること。	事業者から提出された資料及び法人の経営に携わる責任者、事業所の運営にかかる責任者等とのヒアリング内容から、放課後児童クラブとしての社会的責任や地域における役割に関する考え方等について、評価・審査を行います。また、子どもの権利条約や世田谷区子ども条例を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮した理念や事業内容となっているかについても評価・審査を行います。
事業の安定性・継続性	運営にあたっての安定性・継続性が担保されていること。	事業者の財務状況等について公認会計士による財務内容の確認を行うことで、子どもや保護者が安心して支援を享受し続けることができるかについて評価・審査を行います。
運営管理体制	職員や利用者、外部の意見を取り入れるなど、開かれた運営がなされていること。	内部の意見のみによる運営ではなく、客観的な外部の意見等を運営にフィードバックさせることや、現場からの意見が経営層の判断に反映される仕組みづくりがなされているかどうかについて評価・審査を行います。
質の確保	「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」や区の目標を理解した上で、子どもの最善の利益や子どもの成長と育ちを尊重し、子どもの視点に立った支援を実施していること。	事業者が現に運営している事業所の現地調査を行うとともに、日々の活動内容や支援方法などを把握できる資料により、運営内容について評価・審査を行います。
人材の確保・育成・継続年数	計画的な職員採用・人材育成により、質の高い職員が確保されていること。	採用方法や異動に伴う既存事業所への影響を注視しながら、提案事業所に配置を予定する職員の年齢・継続年数等のバランスについて評価・審査を行います。また、職員に対する処遇や研修の状況から、能力を高めながら働き続けることのできる環境の整備等についても評価・審査を行います。

※この他、「配慮を要する子どもへの支援」、「児童虐待等、特別な配慮を必要とする子どもへの支援」、「保護者との連携」、「地域資源開発・地域連携」、「関係機関との連携」等についても評価・審査を行います。

## 8. 応募に際しての留意事項

- (1) 本件業務に従事する区職員及び選定委員等の本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。
- (2) 応募後に提出された書類の内容を変更することはできません。

- (3) 本募集要項に基づいて事業者として決定された後に、開設時期や事業所の運営にかかる責任者を含む提案内容の変更は認めません。やむを得ない事情により変更する場合は、区との協議が必要となります。また、提案内容が守られないときは、補助金を減額又は支出しない場合があります。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格となります。
- (5) 補助金交付に関する財産処分の制限があります。財産処分により収入があった場合において、既に交付した補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。

## 9. 申請から事業者決定までのスケジュール

令和6年4月15日～令和6年4月30日 事前説明・相談期間  
～5月17日 応募書類の提出期限日  
5月下旬～6月上旬 ヒアリング審査  
6月下旬～7月中旬 書類審査・現地調査  
7月下旬 事業者の決定、審査結果通知

- ※ 各書類は提出期限日の午後5時までとなります。
- ※ 書類審査にかかる書類の提出期限等については、後日お知らせいたします。
- ※ 上記日程は現時点での予定スケジュールとなっており、審査事務の都合上、スケジュールを変更することがあります。

## 10. その他

- (1) 応募にかかる費用は、申請書の提出・未提出、提出した事業所整備の採択・不採択にかかわらず、一切の費用を応募する事業者の負担とします。
- (2) 応募書類等及び本件応募に関する問い合わせ等において、使用する言語は日本語とし、使用する単位はメートル法によるものとします。
- (3) 追加資料の提出を依頼することがあります。
- (4) 応募後に、当該提案を取り下げることになった場合は、至急担当までご連絡ください。あわせて辞退届をご提出ください。
- (5) 応募書類の著作権は、事業者に帰属しますが、情報公開請求があった場合は、世田谷区情報公開条例の規定に則し公開します。予めご了承ください。
- (6) 区は、提出された書類について、事業所整備の採択・不採択に関わらず返却しません。必要な場合は、控えをお取りください。
- (7) 施設長は、開所後の施設運営が安定（3年程度）するまでは、やむを得ない事情を除き、変更できません。やむを得ない事情により変更を行う場合は、必ず事前に区への協議が必要となります。
- (8) 本公募の審査結果につきましては、次回の募集時の審査に引き継ぐことがあります。

## 11. 問合せ先

世田谷区子ども・若者部児童課 電話 03(5432)2493 (直通)

Eメールアドレス SEA02247@mb.city.setagaya.tokyo.jp

所在地 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第2庁舎2階20番窓口

## 施設整備及び運営にかかる基本的事項

放課後児童健全育成事業の施設整備・運営を行うに当たっては、「5. 遵守すべき法令等」に適合している必要があります。また、主な施設整備及び運営の要件、事業者が行う主な業務は以下のとおりです。関係法令や基準等は、巻末に列挙しましたので必ず確認してください。

### 1. 施設整備の要件

#### (1) 必要な設備

専用区画	児童の遊びや生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を、児童1人につき1.65㎡以上を確保すること。
設備、備品等	専用区画の他に、保育所内に本事業で実施するために必要な設備（ランドセルロッカー等）を整備すること。

※専用区画及び設備、備品等は、衛生及び安全が確保されていること。

#### (2) その他の留意事項

- ①地域住民に配慮した運営を行い、良好な関係を築くよう努めること。
- ②提案する施設は、放課後児童クラブとして使用する旨、貸主の了承を得ておくこと。
- ③区の補助制度を活用し、児童福祉施設等工事請負契約等を行う場合は、契約の透明性及び公正性を確保するため、区が行う契約手続きに準拠した取り扱いにするなど、適切な入札を実施すること。

### 2. 運営にかかる要件

#### (1) 開設日、開設時間

開設日：日曜日、祝休日及び年末年始を除く毎日開所とする。

開設時間：平日は、下校時から午後7時まで

土曜日・長期休暇期間は、午前8時から午後7時まで

※午前8時前及び午後7時以降も開設する場合は、多様な活動としてご提案ください。

※学級閉鎖時等の扱いは新BOP学童クラブに準ずるものとする。

#### (2) 職員配置

支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を配置し、うち1人は常勤職員とすること。ただし、そのうち1人を除き補助員とすることも可とする。

また、以下のとおり体制を整えること。

- ・安定した運営を行えるよう、施設長・常勤職員の異動は区に事前に協議すること。
- ・配慮を要する児童の入会希望があった場合に受け入れられる体制を整えること。
- ・小学校から当該事業者への移動にあたっては、必ず職員が引率すること（送迎）。BOP（放課後子供教室）利用児について下校時間がずれる場合は、必要に応じて引率できる体制

を整えること。

#### 【引率について】

- ・ 原則として児童5名までは1名以上、児童6～12名までは2名以上を目安に引率すること。13名以上を引率するときは、約10人増えるごとに1名を目安に増員すること。
- ・ 入学当初の引率については、上記の人数に関わらず児童の安全性がしっかり確保できる体制を組むことともに、大通りを挟む場合や不審者情報のお知らせが出ている場合、荒天時にも児童の安全を最優先し、上記目安に加え引率者を追加配置できる体制を組むこと。
- ・ 車両による引率の場合、運転者とは別に引率者を配置すること。
- ・ 保護者、児童、事業者において、学校から施設までの引率が不要であると合意できた場合は、引率を不要としても差し支えないものとする。
- ・ 引率について、区や学校、新BOP等と調整が必要な場合は、誠意をもって応じること。

### (3) 補助対象児童

世田谷区在住または世田谷区立小学校在籍の小学校1年生で、その保護者が就労・疾病等により、放課後家庭において継続して適切に保護・育成にあたることができない家庭の児童。保護者が、以下(i)～(iv)いずれかの要件を満たすこと。

(i) 就労が、日曜日を除き、

①勤務の終了時間が午後3時以降(午後3時に終わる就労は該当)の日が週に3日以上あり、かつ

②一週間の就労時間が日中20時間以上であること。

(ii) 就学・看護等により、保護者が自宅にいない場合。

(iii) 入院・疾病や障害等により、児童の保護・育成が困難である場合。

(iv) その他明らかに、保護・育成に欠けると認められる場合。

※新BOP学童クラブを利用する児童は、併せて民設民営放課後児童クラブを利用することはできないため、新BOP学童クラブか民設民営放課後児童クラブのいずれかを選択することとなる。

### (4) 利用者の募集・決定

入会期間は4月から翌年3月までの1年間とし、毎年入会児童を募集すること。児童募集・選考・決定は、事業者の負担において実施することとし、募集に関するスケジュールや資料(入会申請書等)は、区の指示に従うこと。なお、児童募集については、特に開設当初の入会児童数が少ないことが想定されるため、地域のイベント等に参加するなど、事業者(事業や施設)の認知を高めていく活動を積極的に行うこと。

#### ① 新年度入会については下記の点に留意すること。

- ・ 募集開始は、原則として毎年9月1日からとし、1か月以上の募集期間を設けること。
- ・ 入会予定児童は毎年12月末までに決定し、1月末までに入会者名簿を区に提出すること。その後も増減があれば逐一、区に連絡すること。
- ・ 当該クラブを利用する場合、新BOP学童クラブとの併用はできない旨を保護者に説明す



るとともに、利用児童の情報は区と共有するため個人情報の提供について入会申請時点において保護者の同意を得ること。

・入会決定された児童において、新BOP学童クラブも併せて申込みをしている場合は、必ず1月末までに区指定の取り下げ書を児童課へ提出するよう保護者へ案内すること。

## ②随時入会については下記の点に留意すること。

・毎月1日時点の入会児童名簿及び新規入会者・退会者氏名を、毎月10日までに区に提出すること。

・当該クラブを利用する場合、新BOP学童クラブの併用はできない旨を保護者に説明するとともに、利用児童の情報は区と共有するため個人情報の提供について事前に保護者の同意を得ること。

・当該クラブにおいて入会決定された児童において、新BOP学童クラブも併せて申込みしている場合は、必ず入会日前日までに区指定の取り下げ書を児童課へ提出するよう保護者へ案内すること。

## ③入会の選考方法や選考基準については下記の点に留意すること。

・入会の選考方法や選考基準は公正かつ客観的なものとし、公開すること。

・選考方法や選考基準の内容は、応募時の事業計画書にて提案すること。提案内容は区で審査の上、必要に応じて調整することがある。

・本事業の主旨を踏まえ、優先受入校に通う補助対象児童を定員の8割以上受け入れること。ただし、事業者が実施する入会選考の結果、優先受入校児童が定員の8割に満たなかった場合は、上記の枠を超えた他校児童の受け入れを可とする。

・施設の卒園児のみを対象又は優先に受け入れることは不可とする。

・新年度入会にかかる選考方法は、先着順以外の方法とすること。

## (5) 事業内容

### 基本活動（放課後児童健全育成事業）

#### (i) 子どもと保護者への支援業務

- ①子どもの成長と育ちへの支援（成育支援）を行うこと。
- ②小学校から当該事業所への移動を行うこと。（引率）
- ③出欠確認・記録、安全確保・確認、帰宅管理を行うこと。
- ④子どもの心身の健康状態や活動状況の把握を行うこと。
- ⑤おやつを提供に関すること。

おやつは放課後児童クラブで購入又は調理し提供すること。食物アレルギーや宗教上の理由で対応が必要な場合は、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と書面にて丁寧に連絡を取り合い、安全を確保する体制を講じるとともに通常食と混在しないよう工夫を講じて提供すること。

- ⑥配慮を要する児童の受入れに関すること。

配慮を要する児童とは、放課後児童クラブでの支援にあたり、心身の成長・発達等による個別的配慮が必要な児童であり、配慮を要する児童の入会希望があった場合に受け入れられる体制を整えること。また、障害者差別解消法に基づき「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的な配慮の提供」を行うこと。受入れ対象は、2（3）補助対象児童のとおり。

- ⑦保護者との連絡・情報交換、相談支援を丁寧に行うこと。
- ⑧保護者会や個人面談を行うこと。
- ⑨保護者への情報提供や配付物の作成・配付を行うこと。
- ⑩施設外活動への引率を行うこと。
- ⑪児童虐待等、特別な配慮を必要とする子どもへの支援を行うこと。
- ⑫帰宅後や卒所後についても緊急時は支援を行うこと。

#### （ii）施設管理

- ①施設内の衛生管理や感染症対策を行うこと。
- ②防犯、防火、警備を行うこと。
- ③各種設備等の適正な管理を行うこと。

#### （iii）事業運営

- ①利用児童の募集及び入会手続き、退会手続きに関すること。
- ②多様な活動の利用料の設定、徴収に関すること。
- ③職員の確保、資質向上のための研修を行うこと。
- ④学校及び新BOP、地域など関連機関との連携を行うこと。
- ⑤犯罪や災害時等の緊急時の危機管理と安全確保のためマニュアル作成や訓練の実施を行うこと。（災害及び不審者等の防災・防犯・安全に関する保護者への連絡事務等を含む。）
- ⑥個人情報保護に関すること。
- ⑦区との連携を行うこと。
- ⑧年間計画や業務日誌等の作成を行うこと。
- ⑨区が依頼する放課後児童クラブに関する調査への回答を行うこと。

#### （iv）その他

##### **基本活動の拡充に寄与するもの（自主収益事業以外）**

「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」に抵触せず、基本活動の拡充に寄与するもので、実費徴収で実施されるもの。

内容については、応募時に事業計画書にて提案すること。提案内容は区で審査の上、必要に応じて調整することがある。あわせて、毎年、区へ提出し、区より指導があった場合は改善を図り報告すること。なお、基本活動（放課後児童健全育成事業分）と基本活動の拡充部分については、経理を分けて管理し、補助事業の実績報告等においても、明確に切り分けた内容で報告すること。

## (6) 利用料金

### 基本活動（放課後児童健全育成事業）

午後6時15分まで月額5,000円（おやつ代を含む。）

午後7時まで月額+1,000円（上限）（延長利用）

※新BOP学童クラブと同額。

※原則は四半期払いとし、保護者から希望があった場合は月単位の支払いにも応じること。

### 【利用料の助成制度】

利用料の助成制度について、該当の場合は世田谷区に申請するよう保護者説明会等で周知すること。

該当世帯：生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、就学援助費受給世帯（給食費のみ免除の場合を除く）又は就学援助費の認定基準に該当する世帯は、世田谷区への別途申請により利用料が全額助成になる。

### 基本活動の拡充に寄与するもの（自主収益事業以外）

利用料等が生じる場合は、必ず事前に保護者に説明すること。料金は、実費相当額とし社会通念上、適正な範囲で設定すること。

利用料金一覧については、応募時に事業計画書にて提案すること。提案内容は区で審査の上、必要に応じて調整することがある。あわせて、毎年、区へ提出し、区より指導があった場合は改善を図り報告すること。

## (7) 巡回相談や児童福祉法における報告・検査の実施

区が実施する巡回相談や児童福祉法における報告・検査において勧告や指摘事項があった場合は、区と協議の上、改善すること。

## (8) 保険の加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な保険に加入すること。（区が加入している補償内容と同等かそれ以上のものとする）

## (9) 運営内容の評価

質の向上のため、毎年、自己評価及び利用者評価を行い、その結果を公表すること。但し、第三者評価を行った場合は、その年の自己評価及び利用者評価は不要とする。

①東京都福祉サービス第三者評価は、3年間に1回受審し評価結果を公表すること。

②区が行う運営内容等に関する助言指導を積極的に受け入れ、その助言指導に対する改善を図ること。

③事業者として決定された後、事業者提案による民設民営放課後児童クラブ整備の実績として、区の実施する評価・検証（財務内容も含む。）に協力すること。

## (10) その他

区が事業遂行上、必要と認めることについて応じること。

### 3. 世田谷区との関係

- ①平常時・緊急時に世田谷区と連絡を密に取り、区の児童行政に協力できる事業者であること。
- ②毎年4月1日までにその年度の職員名簿及び放課後児童支援員名簿を区に提出すること。変更が生じた場合は随時提出すること。
- ③補助金の申請書類及び必要書類の提出については、区から案内があり次第、速やかに応じること。また、補助金の検査・調査には必ず応じること。
- ④世田谷区が行う新BOP学童クラブの入会募集時に、民設民営放課後児童クラブの情報提供も併せて行うため、広報資料の提供等に承諾すること。
- ⑤世田谷区が実施する研修に参加すること。

### 4. 関係機関との連携

- ①事業者は、児童館及び新BOPと実務交流・情報交換・情報共有を図る機会を設け（区から依頼があった場合は参加し）連携を図ること。
- ②事業者は新BOP連絡協議会に参加し、学校や町会等と連携を図ること。
- ③事業者は要保護児童支援協議会に参加し、子ども家庭支援センターや児童相談所と連携を図ること。

### 5. 遵守すべき法令等

児童福祉法  
社会福祉法  
児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）  
こども基本法  
東京都こども基本条例  
放課後児童クラブ運営指針  
子ども・子育て支援交付金交付要綱  
放課後児童健全育成事業実施要綱  
東京都子供・子育て支援交付金補助要綱  
東京都学童クラブ事業実施要綱  
都型学童クラブ事業補助要綱  
都型学童クラブ事業実施要綱  
子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱  
子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱  
世田谷区子ども条例  
世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例  
世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針  
障害者権利条約

障害者差別解消法

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

世田谷区地域保健福祉推進条例

世田谷区消費生活条例

都市計画法

建築基準法

消防法

東京都建築安全条例

世田谷区街づくり条例

世田谷区バリアフリー建築条例

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例

世田谷区風景づくり条例

世田谷区環境基本条例

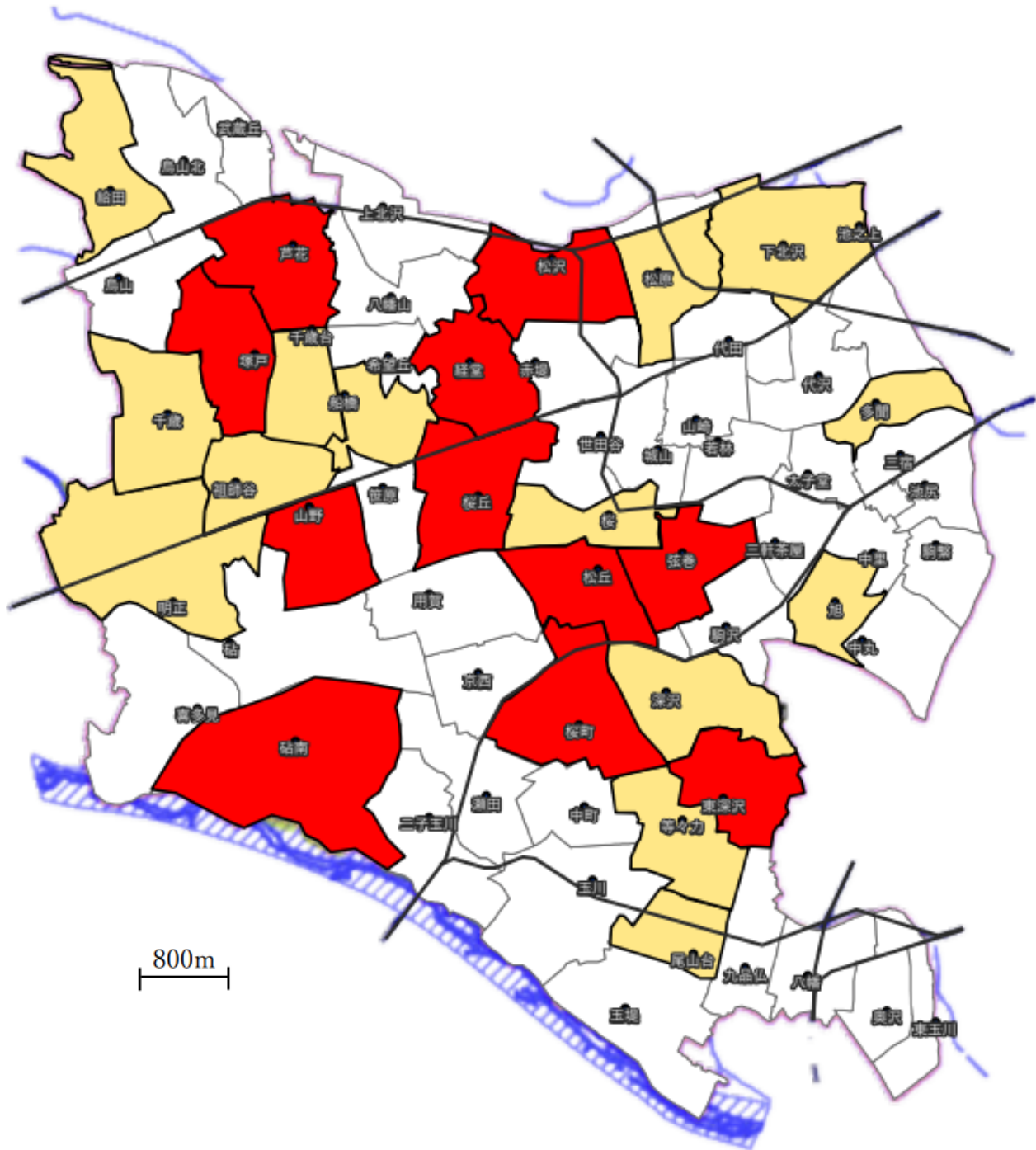
世田谷区みどりの基本条例

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

世田谷区暴力団排除活動推進条例

その他、関係法令及び条例等

## 民設民営放課後児童クラブ 優先整備地域一覧【認可保育所等活用型】



優先順位	登録児童数等
非常に高い【赤】	登録児童数200人以上の新BOP学童クラブの学区域
高い【黄】	登録児童数概ね160～199人で大規模化や狭あい化の課題がある新BOP学童クラブの学区域

※「整備優先度マップ」はあくまで困窮している学区域を表現しており、民設民営放課後児童クラブの整備誘導を図る場所については、当該小学校から半径800m圏内とする。